

介護老人保健施設夢プラスワン行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行なうため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日までの3年間

2.内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。 男性職員…取得率を50%以上 女性職員…取得率を90%以上
--

〈対策〉

- 令和8年4月～ 各部署における休業者の業務カバー体制の検討(業務体制の見直し)・実施を行なう

目標2：職員の1ヶ月あたりの残業時間を10時間以内にする。

〈対策〉

- 令和8年4月～ 現状の把握、分析を開始する
(残業の要因となる業務に対して、業務改善を行なう)
- 令和8年4月～ 主任主導で、部署ごとに定時退社の呼びかけを行なう
(サービシ的残業を認めない)
- 令和9年5月～ 部署ごとの残業時間削減実績と好事例を施設内で共有する